第５号議案（修正済）

理事会・代議員会における代理出席の取扱いについて（案）

１．提案の理由

　日本学校農業クラブ連盟会則において、代議員会については次のように定められています。

第６章　代議員会

　第１５条　代議員会は毎年春季・秋季の２回開く。臨時代議員会は、代表が認めたとき、または県連盟の３分の２以上の請求のあったとき代表がこれを招集する。

　第１６条　代議員は、各県連盟会長をもってあてる。代議員は、代議員会を構成し、成人役員会からの事業計画、予算、決算、その他の重要事項を議決する。

代議員会は５月の春季代議員会、１０月の秋季代議員会の２回開催しています。その際に、何らかの事情で代議員（各都道府県連盟会長）が欠席をせざるを得ない状況が発生しています。平成２９年度の春季代議員会の県連提出議題において、全国理事並びに生徒代議員の代理出席について、北北海道連盟から代理出席についての規約を追加、改正して欲しいという議題が提出されました。

２．検討の経過

　①平成２９年度春季代議員会において北北海道連盟より「全国理事並びに生徒代議員の代理出席について」が県連提出議題として提案される。

　②平成２９年度第３回中央指導委員会にて代理出席の扱いについて協議

　③平成２９年度第４回中央指導委員会にて具体的な提案内容を協議

　④平成２９年度第３回常任理事会にて具体的な提案内容を協議

　⑤平成２９年度第６８回全国大会（岡山大会）秋季代議員会にて提案

３．改正案

細則７　代議員会運営に関する規約

　第１条へ追記

　　（７）代議員会（または理事会）に代議員（または理事）が出席できない場合は代理出席を認める。代理は、県連盟の副会長をもってあてる。さらに副会長が代理として出席できない場合は、県連盟で選出をし、県連盟事務局校の校長が認めた者とする。なお、代理出席をする場合は、事前に日連と協議のうえ、委任状を提出する。

日本学校農業クラブ連盟　御中

**理事会・代議員会委任状**

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

代理人の役職

代理人氏名

代理人の在籍する学校名

記

平成○○年○○月○○日開催の（理事会・春季代議員会・秋季代議員会）に出席して、議決権を行使する一切の件

平成○○年○○月○○日

連盟名

学校名

理事又は代議員氏名・印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

代議員顧問教師氏名・印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

連盟成人代表（校長）氏名・印　　　　　　　　　　　　　　　　印